

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	平成28年1月14日～28年3月9日
評価調査者番号	①H20-a011
	②H19-b003
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：市野与進保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 渡邊 啓子	開設年月日 平成19年4月1日
設置主体：社会福祉法人松溪会 経営主体：社会福祉法人松溪会	定員 140名 (利用人数) 149名
所在地：〒435-0051 静岡県浜松市東区市野町2636番地	
連絡先電話番号： 053-423-3535	FAX番号 053-423-3536
ホームページアドレス	http://www.shokeikai.or.jp/ichino/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・一般保育 ・一時保育 ・延長保育 ・障害児保育 	入園式、子どもの日の会、プール開き、七夕まつり、流しソーメン、夏祭り、お月見会・敬老会、運動会、バス遠足、生活発表会、クリスマス会、もちつき会、親子凧作り、豆まき会、ひな祭り会、進級式・卒園式
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
保育室、一時保育室、多目的ホール	事務室・医務室、調理室、休憩室

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1名	調理員	2名
保育士 (常勤)	16名	事務員 (常勤)	1名
保育士 (非常勤)	12名	事務員 (パート)	1名
栄養士	2名	用務員 (パート)	1名

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- 二度目の第三者評価事業を受審し、更なる福祉サービスの質の向上のために、職員の認識を高めようとしています。また、二度目ということでマニュアル化、文書化等はじめ、総合的に充実が図られています。
- 施設長はじめ、職員は子どもたちの五感を育み、個々の意欲を引き出すよう、きめ細かな保育を実践しています。
- 暖かな日差しが差し込み、木の温もりのある保育室は、定員増加で手狭にはなっているものの、子どもたちにとって、居心地よく、ゆったりと過ごせる快適の場となっています。
- ホームページを定期的に更新し、園の情報を提供しています。保護者向けには、園での子どもたちの様子を、見るができるようになっていました。
- 地域との交流を積極的に行い、子育ての拠点としての役割を果たしています。
- 保育の質の向上のため、様々な職員研修を実施しています。

特に、昨年度実施したエピソード記述（子どもをとりまくできごとを書くことで、具体的な子どもの姿に目を向けるようになり、振り返りが効果的に行える。）の研修は、本年度から実践の記録として取り組み始めています。個々の保育士の意図的な支援が、保育の質の向上につながるものと期待されます。

◆ 特に改善を求められる点

- 理念や基本方針に基づいた経営や、福祉サービスを継続的に実施していくために、収支計画を含めた、中・長期計画の策定が望まれます。
- 安全管理には気を配り、各種マニュアルが策定されていますが、定期的な見直し、改訂等が求められます。
- 年3回「保育士のための自己評価チェックリスト」を実施していますが、組織として、現在の保育を正しく評価するための体制を整備することが求められます。
- 各種マニュアル等を作成し職員に配布し周知徹底を図っていますが、配布だけでは十分とは言えません。職員の理解と、また実践の場で活かされていることを確認することが大切です。どのように周知徹底を図るか、職員間で協議することが求められます。その過程で、新たな気づきも期待できます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回2回目の受審ということで、前回の改善点を踏まえ職員全員で自園の評価について取り組んで来ました。勉強を進めるにあたり、今まで取り組んできたことを改めて職員全員で確認することで、職員間の認識の相違があることや、自分たち自身の日頃のサービスについて見直す有意義な時間となりました。

また項目が変更(増加)したこともあり、新たに知り得たことも非常に多かったです。

この評価事業をきっかけに、保育の質の向上には、やはり職員間のサービスの共通理解(認識)と日々の確認が大切なのではないかと改めて感じた職員も多かったです。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*保育所の使命、役割を反映した理念を明文化している。</p> <p>*職員や利用者に資料を配布し、会議等で説明、周知している。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*事業計画や中長期計画は、職員参画のもと、組織的に取り組んでいる。利用者にも懇談会等で説明、周知している。</p> <p>*中、長期計画を策定しているが、収支計画を作成するまでには至っていない。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*管理者は自らの役割と責任を職員に表明し、園内研修や職員会議等でもリーダーシップを発揮している。</p> <p>*管理者の行動力を発揮し、質の向上に向け、積極的に助言や指導をしている。</p> <p>*遵守すべき法令を正しく理解するよう努めているが、法令のリスト化や周知する取り組みは十分でない。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*各会議や研修会等に参加し、社会福祉全体の動向を把握するとともに、経営状況についても分析している。</p> <p>*職員会議等で経営状況や改善すべき課題を明確にしめている。</p> <p>*外部監査を実施し、定期的に助言、指導を受け、改善に努めている。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*実習生をマニュアルに基づき、積極的に受け入れ、育成に努めている。</p> <p>*互助会に加入するなど、職員の福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p> <p>*有資格者をそろえ、複数担任制、常勤、非常勤数のバランスなど考慮し、人事管理を行っている。</p> <p>*職員の就業状況や意向を面談等での確に把握し、改善するしくみがある。</p> <p>*定期的に人事考課を行い、結果を職員にフィードバックし、仕事に対する意欲を引き出している。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*危機管理マニュアル等を作成し、安全確保のための、体制、整備が図られている。</p> <p>*発生した事故やヒヤリハット事例を収集、分析し、事故防止に向けて、積極的に取り組んでいる。</p> <p>*不審者侵入時の対応マニュアルを整備し、防犯カメラ等も設置したりして、安全管理に努めている。</p> <p>*安全に関する各種マニュアルを策定しているが、定期的に見直す仕組みの整備は十分でない。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>*園庭開放、育児相談、地域の人々との触れ合い会等、地域住民との交流を積極的に行い、地域との関わりを大切にしている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> * 関係団体との定期的な連絡会、協議会等に参加し、地域関係機関との連携を図っている。 * 虐待防止マニュアルを整備し、職員会議等で情報共有し、把握や早期発見に努め、研修等も実施している。 * 地域の福祉ニーズを把握し、ニーズに基づく事業を実施している。
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもや保護者等を尊重したサービス提供に努めるとともに、一人ひとりの子どもの違いを理解し、それぞれの発達状態に合わせた援助を行っている。 * 毎年 10 月に保護者アンケートを実施し、結果は職員会議で分析し、対応策を検討し、保護者には、懇談会の際、結果及び対応策について説明している。 * 苦情解決の体制を整備し、保護者等に対しその仕組みを明示し、内容を公表している。 * 個人情報保護マニュアルを策定し、その適正な取扱いについて明示しているが、人権やプライバシー保護、子どもに対する不適切な関わりについて、職員間での共通理解を図る取り組みは十分でない。 * 相談援助困難な場合、随時関係職員で検討し対応しているが、組織としてその手順や方法を定めておらず十分でない。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 様々な子どもの発達の特徴に合わせ、子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるよう配慮するなど環境を適切に整備している。 * 子どもがそれぞれ自分の好きな場所を選んで遊べるように配慮し、異年齢の子ども同士が自然に交流する中で、個々の成長が図られ、共同生活のルールを学べるよう配慮している。 * 気になる子の対応を考慮して、園独自の職員加配を行い、他の子どもとの関わりの中で情緒の安定や意欲の向上を図り、課題や支援の留意点など職員間で情報を共有している。 * 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている * 組織として、現在の保育を正しく評価するための体制整備は十分でない。
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> * ホームページを作成し公開し、利用希望者に対し必要な情報を提供し、見学希望にも対応している。 * サービス開始時には、説明資料を準備し、わかりやすく説明しているが、転園や退所の際の保育の継続性への組織的な対応は十分でない。

4 サービス実施 計画の策定	<p>*保育方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、関係職員参画のもとサービス実施計画を策定している。</p> <p>*アセスメントを行っているが、ニーズに対する計画への反映方法や定期的なアセスメントの見直し等について、組織として手順を定めておらず十分でない。</p> <p>*子ども一人ひとりに着目した指導計画を関係職員参画のもと策定し、園長、主任が確認し指導しているが、策定手順が曖昧な部分があり、十分ではない。</p>
-------------------	---

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	B
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	B
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	A

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	A
	② 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	A

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	③ 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	A
	④ 発生した事故を把握している。	A
	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
	⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	② 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	A
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	B
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A

Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子ども心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	B
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B